

昭和女子大学における障がい学生支援の基本方針

昭和女子大学（以下「本学」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条第 1 項に基づき定めた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）に則り、以下の基本方針を定め、具体的な支援に関する障がい学生支援規程を作成し、障がいのある学生への支援に努めます。

1. 基本方針

本学は、在籍する障がいのある学生に対して合理的配慮に基づき、修学支援を行います。合理的配慮とは、障がいのある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享有し、行使することを確保するために本学が行う必要かつ適当な変更及び調整であり、障がいのある学生等に対し、その状況に応じて、本学における教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ本学の体制面、財政面において均衡を失した又は過重な負担とならないものとします。

※上記の「合理的配慮」の定義については、「障害者の権利に関する条約」第 2 条に準拠します。

2. 本学における「合理的配慮」

授業等における情報保障（情報アクセシビリティ）や座席配慮、機器貸し出し、教材に関する配慮等、均衡を失した又は過重な負担とならず、かつ本学の教育目標（ディプロマポリシー、授業到達目標）に影響しない範囲で必要かつ合理的な配慮を行います。配慮に際しては、障がい学生支援室を窓口とし、相談及び面談による合意に基づき行います。

3. 本学における過重な負担にあたるもの

- (1) 本学の教育活動の目的・内容・機能を損なう可能性のあるもの。
- (2) 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び、事務・事業規模の制約等によって、実現が不可能なもの。
- (3) 本学の財務状況に照らして、費用・負担が過大となるもの。

過重な負担に該当するか否かは、個別の事案ごとに、①教育、研究その他本学が行う活動への影響の程度、②実現可能性の程度、③費用及びその負担の程度、④本学の規模ならびに財政及び財務の状況を考慮し、具体的な状況に応じて総合的に検討を行い判断します。本学が過重な負担と判断した場合は、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るように努めます。また、本学が過重な負担等判断した場合でも、障がいのある学生に何らかの協力を求めることによって支援可能となる場合は、相談及び面談による合意に基づき修学支援を行います。